

富谷市公式キャラクターの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富谷市公式キャラクター「ブルベリッ娘」と「ブルピヨ」の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてキャラクターとは、市が定めた公式キャラクター「ブルベリッ娘」と「ブルピヨ」（以下「キャラクター」という。）の基本デザイン（別図）をいう。

(キャラクターの権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、市に属する。

(使用の承認申込)

第4条 キャラクターのデザインを使用しようとする者（以下「申込者」という。）は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合及び市が主体となって実施するイベント等で使用する場合を除き、使用しようとする日の1月前までに富谷市公式キャラクター使用承認申込書（様式第1号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長が適当と認めたときはその限りでない。

(使用承認等)

第5条 市長は、前条の規定による申込書の提出があつた場合は、その内容を審査し、当該使用が市又は市製品のPRに寄与する等適当と認めたときは、キャラクターの使用を承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を承認しない。

- (1) 市及びキャラクターのイメージや品位を傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認していると誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (5) 不当な利益を得るために利用し、又はそのおそれがあるとき。
- (6) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあるとき。
- (7) その他市長が使用について不適当と認めたとき。

2 市長は、キャラクターの使用を承認するときは、承認番号を付して富谷市公式キャラクター使用承認通知書（様式第2号）により、当該使用を承認しないときは、富谷市公式キャラクター使用不承認通知書（様式第3号）により申込者に通知するものと

する。

3 市長は、前項の規定によるキャラクターの使用の承認（以下「キャラクターの使用承認」という。）をする場合において、必要な条件を付することができるものとする。

（使用上の遵守事項）

第6条 前条の規定によるキャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）キャラクターの使用承認を受けた目的又は用途のみに使用すること。
- （2）キャラクターの使用承認によって生じる権利を譲渡又は転貸しないこと。
- （3）市で定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。ただし、市長が特に認めた場合は、他の図案、文字等と組み合わせて使用することができる。
- （4）当該使用に係る物件の完成品を速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができるものとする。
- （5）キャラクターを使用した商標、意匠等の登録出願を行うことはできないこと。
- （6）キャラクターを使用した商品等の利用、宣伝又は広告に際して、承認番号（「©2015 富谷市 公式キャラクター ブルベリッ娘とブルピヨ #（承認番号）」）をその商品、包装、広告等に必ず明示すること。ただし、市長が適当と認めたときはその限りでない。
- （7）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（使用料）

第7条 キャラクターの使用料は、当分の間、無料とする。

（使用承認の変更等）

第8条 使用者は、キャラクターの使用承認の内容を変更して使用しようとするときは、あらかじめ富谷市公式キャラクター使用承認変更申込書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申込に基づき承認することを適当と認めたときは、富谷市公式キャラクター使用変更承認通知書（様式第5号）により、当該承認することを適当と認めないときは、富谷市公式キャラクター使用変更不承認通知書（様式第6号）により当該申込者に通知するものとする。

3 第5条第1項及び第3項の規定は、前2項の場合について準用する。

（使用承認の取消し等）

第9条 市長は、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用承認を取り消すとともに、使用者にその旨を通知するものとする。

- （1）第5条（前条第3項の規定により準用される場合を含む。）の規定に違反していると認められるとき。

- (2) 偽りその他不正な手段によりキャラクターの使用承認を受けたと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認めたとき。

2 前項の規定によるキャラクターの使用承認の取消しに伴い使用者に生じた損害については、市はその責めを負わない。

3 第1項の規定によりキャラクターの使用承認を取り消された者（以下「承認取消者」という。）は、キャラクターを使用した物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 市長は、承認取消者に対してキャラクターを使用した物件の回収を求めることができる。

（使用期間）

第10条 キャラクターの使用期間は、使用を承認した日から起算して最長1年間とする。ただし、市長が特に認めたときはその限りでない。

2 使用期間満了後において、キャラクターを引き続き使用する場合は、改めて第5条に規定する使用の承認を受けなければならない。

（損失補償等の責任）

第11条 市は、使用者に対して、キャラクターの使用承認に起因する損失補償等について、一切の責任を負わないものとする。

2 使用者は、キャラクターを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

（事務）

第12条 この要綱に関する事務は、富谷市経済産業部産業観光課が行う。

（実施の細目）

第13条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年 7月27日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年 1月25日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年10月10日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年 5月 1日から実施する。

附 則

(期日)

1 この要綱は、平成29年 6月23日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の日の前日までに、改正前の富谷市公式キャラクターの使用に関する要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱による改正後の富谷市公式キャラクターの使用に関する要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この要綱による改正後の富谷市公式キャラクターの使用に関する要綱第10条第1項の規定は、この要綱の実施の日以後になされた承認に係る使用者について適用し、同日前になされた承認に係るキャラクターの使用期間については、当該承認を受けた使用期間とする。

附 則

この要綱は、平成29年 8月29日から実施する。

様式第1号（第4条関係）

富谷市公式キャラクター使用承認申込書

年 月 日

富谷市長

あて

申請者 住 所
氏 名 ⑩
生年月日 年 月 日 生
性 別 男 ・ 女
電話番号

※法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地及び名称並びに代表者の住所、氏名、生年月日及び性別を記入してください。

富谷市公式キャラクターを下記のとおり使用したいので申し込みます。

記

使用目的	
使用方法	
使用場所	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
連絡先	
添付書類	・企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等） ・申請者の概要、現況を示すもの ・キャラクターを使用する事業の予算書 ・その他（ ）

様式第2号（第5条関係）

富谷市公式キャラクター使用承認通知書

第 号
年 月 日

殿

富谷市長

年 月 日付けで申し込みのありました富谷市公式キャラクターの使用について、
下記のとおり承認します。

記

承認番号	
使用目的	
使用方法	
使用場所	
使用期間	
承認の条件	

様式第3号（第5条関係）

富谷市公式キャラクター使用不承認通知書

第 号
年 月 日

殿

富谷市長

年 月 日付けで申し込みのありました富谷市公式キャラクターの使用について、
下記の理由により承認できません。

記

(理由)

様式第4号（第8条関係）

富谷市公式キャラクター使用承認変更申込書

年 月 日

富谷市長 あて

申込者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

※法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地及び名称並びに代表者の住所、氏名、を記入してください。

年 月 日付け 第 号で承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申し込みます。

記

承認番号		
変更理由		
変更内容	変 更 前	変 更 後
使用目的		
使用方法		
使用場所		
使用期間		

添付資料（変更が確認できる資料等）

様式第5号（第8条関係）

富谷市公式キャラクター使用変更承認通知書

第 号
年 月 日

殿

富谷市長 印

年 月 日付けで申し込みのありました富谷市公式キャラクターの使用承認内容の変更について、下記のとおり変更を承認します。

記

	変 更 前	変 更 後
変更の内容		
使用目的		
使用場所		
使用期間		
承認の条件		

使用に際しては、富谷市公式キャラクターの使用に関する要綱の規定及び承認内容を遵守すること。

様式第6号（第8条関係）

富谷市公式キャラクター使用変更不承認通知書

第 号
年 月 日

殿

富谷市長 印

年 月 日付けで申し込みのありました富谷市公式キャラクターの使用承認内容の変更について、下記の理由により承認できません。

記

(理由)